

困難を抱える子供たちへの多様な支援（不登校・ひきこもり）について

1 テーマ設定の理由

- 文部科学省調査では、本県の不登校児童生徒数は小・中学校ともに令和4年度までの10年連続で増加している。高校生も加えた、令和4年度の不登校児童生徒数は14,898人で、前年度比2,677人増であり深刻な状況である。
- 不登校は誰にでも起こりうることであり、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の意味を持つ一方で、学業の遅れ、進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクもあり、教育と福祉の連携など「学び」と「育ち」の多角的な観点からの支援の推進が必要である。
- 令和5年4月「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」が施行され、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校児童生徒等への支援の一層の充実が喫緊の課題である。
- 子供が抱える困難は多様化・複雑化し、それぞれが置かれている状況も様々であることを踏まえ、困難を抱える子供たちへの支援には知事部局と教育委員会が連携して取り組むことは必須である。

2 現在の主な取組

(1) 相談体制の充実

- ①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- ②不登校における相談窓口（SNS、電話、来所、メール、FAX）
- ③訪問相談担当教員の配置
- ④千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）を活用した相談支援
- ⑤千葉県ひきこもり地域支援センターによる相談支援
- ⑥児童相談所、児童家庭支援センターによる相談支援

(2) フリースクールとの連携

- ①千葉県フリースクール等ネットワークとの懇談会の開催
- ②千葉県千葉市不登校サポートセミナーでの相談ブースの設置
- ③教員をめざす大学生等のフリースクールにおけるボランティア活動の推進

(3) 学校・教職員への支援の充実

- ①不登校児童生徒の支援資料集の配布
- ②不登校児童生徒支援推進校の指定
- ③不登校児童生徒支援チームの派遣

(4) 保護者への支援の充実

- ①「千葉県版 不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」による情報提供
- ②不登校サポートセミナー、進路選択サポートセミナー及びサポート広場における懇談や個別相談の実施

3 不登校児童生徒への支援充実に向けた課題

- 学業の遅れは、学校復帰の障害や、進路選択上の不利益などになることから、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備が必要
- 学校とフリースクールとの相互の協力、補完等を促すため、市町村教育委員会も含めた積極的な連携が必要
- 心や体調の変化及び生徒の抱える様々な悩みやニーズを把握し、積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要

4 「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」に基づく取組

- ①条例に規定された基本方針の策定に向け連絡協議会を設置
- ②不登校児童生徒・保護者及びフリースクール等の実態調査を実施

5 令和6年度の主な取組

(1) ICTを活用した多様な学びの場の構築【新規】

学校内外の支援を受けておらず、家庭で過ごすことが多い児童生徒はもとより、各種教育支援センターやフリースクール等に通う児童生徒も対象に、授業の配信やオンライン上の教育相談などを行い、学びの場や居場所を提供する。

(2) フリースクール等に関するモデル事業【新規】

フリースクールと学校の積極的な連携、相互の協力・補完等を促すため、市町村教育委員会も含めた具体的な連携事例や、児童生徒の社会自立に資する具体的な取組等のモデル事業を実施し、好事例を広く周知する。

(3) ICTを活用したWEB上でのストレスチェック

県立高等学校及び公立中学校(千葉市を除く)に在籍する全ての生徒を対象に、一人一台端末等を活用したWEB上で行うストレスチェックを実施し、生徒個々の状態を早期に把握するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門的な支援につなげる。

(4) 子どもや家庭に対する相談支援体制の充実

ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援のため千葉県子ども・若者支援協議会を開催するとともに、千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)を運営し、助言や適切な専門支援機関の紹介等を行う。